



県内優遇制度一覧

SUPPORT

	製造業等		情報通信業
	工場・研究所等		情報通信関連の事業所
	新規立地 または 拡張	機能強化	新規立地 または 拡張
地域未来投資促進法に基づく 優遇制度 (税制優遇) (金融支援) (p.7 ~ 11)	○	○	○
奈良県の 充実した 優遇制度 (補助金) (p.12 ~ 16) ※各補助金は 併用不可	企業立地 促進補助金 (大規模立地) (p.12)	○	
	企業活力集積 促進補助金 (中規模立地) (p.13)	○	
	企業定着 促進補助金 (県内定着) (p.13)		○
	情報通信関連企業 立地促進補助金 (p.14)		○
奈良県の充実した優遇制度 (税制優遇) (p.17)	○		

さらに支援対象が拡大しています。

	本社機能 (事務所、研究所、研修所)	
	奈良県内へ移転または拡充する場合	
地域再生法に基づく優遇制度 (税制優遇) (金融支援) (p.18 ~ 19)	○	
奈良県独自の 優遇制度 (補助金)	地方拠点強化 促進補助金 (p.18 ~ 19)	○



地域未来投資促進法に基づく優遇制度

SUPPORT

地域未来投資促進法では、「地域の特性を活かした成長性の高い新たな分野に挑戦する取組(地域未来投資)」を活発化し、地域経済における稼ぐ力の好循環を実現させることを目的としています。従来の支援対象(製造業等)に加え、第4次産業革命(AI・IoT)関連分野や観光関連分野等へも支援対象が拡大され、各種優遇制度を利用できます。

充実の優遇制度

新規立地に伴い建物・機械を取得するとき

法人税等の課税の特例

法人税等に対して投資に係る

減税措置の適用

(詳しくは、p.10をご覧ください)

実施主体：国(管轄の税務署)

要件：事業の用に供する減価償却資産の取得予定価額の合計が
2,000万円以上

支援措置：機械・装置等：**50%特別償却、5%税額控除(最大)**
建物等：**20%特別償却、2%税額控除**

不動産取得税等の

課税免除

土地・建物等の取得にかかる税負担
を軽減

(詳しくは、p.10をご覧ください)

実施主体：県(管轄の県税事務所)

要件：土地・建物等の取得価額の合計額が1億円超
(農林漁業関連業種は5,000万円超)

支援措置：建物・付属設備・構築物及びそれらの敷地である
土地(取得後1年以内に着工したものに限る)の
取得にかかる不動産取得税を免除

中小企業が建物・機械を取得するとき

日本政策金融公庫による 融資制度

(詳しくは、p.11をご覧ください)

実施主体：日本政策金融公庫

貸付対象：「地域経済牽引事業計画」に基づく設備投資等

貸付限度：中小企業事業：7,2億円(うち運転資金2,5億円)
国民生活事業：7,200万円(うち運転資金4,800万円)

貸付期間：設備資金：20年内(うち措置期間2年内)
運転資金：7年内(うち措置期間2年内)

貸付利率：設備資金：中小企業事業：2.7億円まで特別利率①
国民生活事業：特別利率
運転資金：基準金利

地域未来投資促進資金

(制度融資)

(詳しくは、p.11をご覧ください)

申込先：取扱金融機関

貸付対象：「地域経済牽引事業計画」に基づく設備投資等

貸付限度：設備資金・運転資金：2.8億円以内

貸付期間：設備(運設含む)資金：15年内(うち措置期間1年内)
運 転 資 金： 7年内(うち措置期間1年内)

保証：信用保証協会の保証が必要(保証料0.00%)
原則として法人代表者以外の保証人は不要

保証範囲：借入元利及び損害金の合計額の90%

保証期間：20年内(設備資金)

保証料：元本の0.8%以内

(財)食品流通構造改善 促進機構の債務保証

食料品製造業の借入時に可能

(詳しくは、p.11をご覧ください)

実施主体：(財)食品流通構造改善
促進機構

奈良県未来投資促進基本計画について

「奈良県未来投資促進基本計画」で定める計画期間、促進区域の範囲内で、対象となる事業を行った場合、各種優遇制度の活用が可能となります。

対象区域（促進区域）	計画期間
奈良県全域（全39市町村）	平成29年9月29日～令和5年3月31日

基本計画において支援対象とする取組



©NARA pref.

経済的效果の目標

事業者が、基本計画の計画期間・促進区域の範囲内において、奈良県の地域経済を牽引することが期待されるものとして基本計画に掲げる取組を行うことにより、高い付加価値と経済的效果を生み出すことが期待される事業について、「地域経済牽引事業」として各種の優遇措置を利用できるようにします。

基本計画に掲げる取組	担当窓口
①奈良県における食料品製造業、繊維工業、プラスチック製品製造業、業務用機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野	企業立地推進課
②奈良県における神社仏閣等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり	産業振興総合センター 企業立地推進課
③奈良県における奈良県産業振興総合センター等の公設試験研究機関を活用した成長ものづくり分野	産業振興総合センター
④奈良県の三輪素麺、柿等の特産物を活用した農林水産・地域商社	産業政策課
⑤奈良県における道路網及び鉄道網等の交通インフラを活用した物流	企業立地推進課
⑥奈良県における食料品製造業、繊維工業、プラスチック製品製造業、業務用機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業等の産業の集積を活用した情報通信	企業立地推進課

高い付加価値を創出

付加価値増加分：3,775万円超

※付加価値＝売上－費用総額＋給与総額＋租税公課

費用総額＝売上原価＋販売費及び一般管理費

地域における経済的效果

売上：5%増加

※県内事業所の平均年間付加価値額(H24経済センサス)

支援対象となる取組例

【産業集積を活用した成長ものづくり】

金属部品加工業として蓄積した技術を生かしつつ、異分野である航空機部品工場を新規立地。

【特産物を活用した農林水産・地域商社】

三輪素麺のブランド力を生かした販路拡大や、柿をはじめとした特産物の地域商社等による輸出拡大等。

【公設試験研究機関を活用した成長ものづくり分野】

奈良県産業振興総合センターに蓄積する技術シーズを活用した共同研究により創出した新商品の製品化のための設備投資。

【交通インフラを活用した物流】

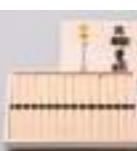
京奈和自動車道の整備進展や、郡山下ツ道ジャンクションの供用開始により高まってきた交通の利便性を生かし、荷さばきの自動化や、IoTを活用した管理システムを導入した高機能な物流施設の立地。



産業集積が進む五條北IC周辺



特産品である柿、三輪素麺



産業振興総合センターの試験機器



郡山下ツ道ジャンクション

優遇制度を利用するには

事業に着手する前に、「地域経済牽引事業計画」に添付書類を添えて申請し、県の承認、国の確認（税制優遇を活用する場合）を受ける必要があります。

提出書類

- (1) 地域経済牽引事業計画承認申請書
- (2) 直近2期間分の貸借対照表及び損益計算書
- (3) 直近2期間分の事業報告書
- (4) 法人の定款
- (5) 法人登記事項証明書
- (6) 開発許可通知書、建築確認済証または検査済証
- (7) 平面図
- (8) 土地（建物）登記簿謄本
- (9) 会社案内

制度活用のための手続き

事業者

「地域経済牽引事業計画」の作成、提出

県

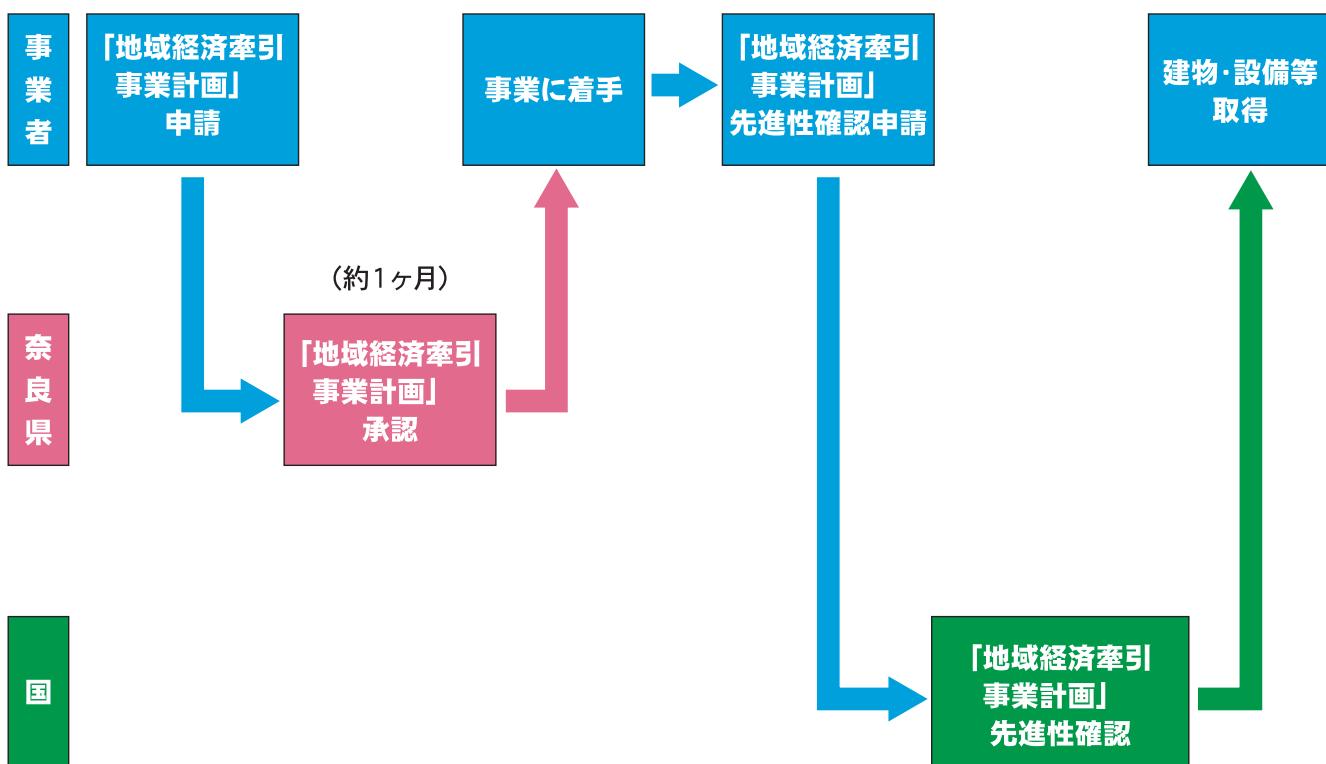
県知事による計画承認

各種支援メニューの活用

「地域経済牽引事業計画」の承認後、各支援メニューの実施主体に申請してください。

※税制優遇を活用する場合、建物・設備を取得するまでに、別途国へ先進性確認を受ける必要があります。
先進性確認については、近畿経済産業局 地域経済部 地域経済課 地域開発室までお問い合わせ下さい。

申請フロー



担当窓口

県知事の承認	奈良県 産業政策課 (TEL:0742-27-7005) 産業振興総合センター (TEL:0742-33-0817) 企業立地推進課 (TEL:0742-27-8813)
先進性の確認	近畿経済産業局 地域経済部 地域経済課 地域開発室 (TEL:06-6966-6012)

奈良県で活用できる地域未来投資促進法に基づく優遇制度 税制

法人税等の課税の特例

地域未来投資促進法に基づき、知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に沿って行う事業のうち、**国が先進性を確認した事業について**、法人税(個人にあっては所得税)に対して投資にかかる減税措置の適用を受けることができます。

対象者	基本計画の計画期間内に知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に基づいて設備投資を行う者。												
対象事業	<p>①国に設置された「地域経済牽引事業計画先進性評価委員会」において、事業着手前に以下のいずれかについて先進性の確認を受けること。</p> <p>1)開発又は生産する製品の先進性 2)開発又は提供する役務の先進性 3)製品の生産又は販売の方式の先進性 4)役務の提供の方式の先進性</p> <p>②計画開始から5年後において、以下の達成が見込まれること。 事業の売上高伸び率(%) ≥過去5事業年度の当該事業に係る市場規模の伸び率(%) +5%</p> <p>③事業の用に供する減価償却資産の取得予定価額の合計額が2,000万円以上であること。</p> <p>④上記③の取得予定価額が、事業者の前年度の減価償却費の額の10分の1以上であること。</p> <p>〈上乗せ要件〉 ⑤直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上であること。</p>												
対象税目	法人税 所得税(事業者が個人である場合)												
軽減措置	<p>※対象資産の取得価額の合計額のうち、1事業につき80億円を限度とする。</p> <p>※特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができる。</p> <p>※税額控除は、その事業年度の法人税額または所得税額の20%までを上限とする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>対象設備</th><th>特別償却</th><th>税額控除</th></tr></thead><tbody><tr><td>機械・装置</td><td>40%</td><td>4%</td></tr><tr><td>上乗せ要件を満たす場合</td><td>50%</td><td>5%</td></tr><tr><td>建物・附属設備・構築物</td><td>20%</td><td>2%</td></tr></tbody></table>	対象設備	特別償却	税額控除	機械・装置	40%	4%	上乗せ要件を満たす場合	50%	5%	建物・附属設備・構築物	20%	2%
対象設備	特別償却	税額控除											
機械・装置	40%	4%											
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%											
建物・附属設備・構築物	20%	2%											
実施主体	国(管轄の税務署)												

不動産取得税及び固定資産税(県課税分)の課税免除

地域未来投資促進法に基づき、知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」にしたがって行う事業のうち、**国が先進性を確認した事業について**、取得した土地・建物に係る不動産取得税に対して課税免除措置の適用を受けることができます。

対象者	基本計画の計画期間内に知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に従って対象施設を設置した者(計画期間:平成29年9月29日～令和5年3月31日)
対象施設	建物、附属設備、構築物及びそれらの敷地である土地の取得価額の合計が1億円(農林漁業関連業種は5,000万円)超。 ※土地については、基本計画の同意日(平成29年9月29日)以後の取得であり、かつ取得後1年内に着工されたものに限る。
対象事業	法人税等の課税の特例の対象事業と同じ。
対象税目	不動産取得税 固定資産税(県課税分)※3年度分に限る。
軽減措置	課税免除
実施主体	県(管轄の県税事務所)

奈良県で活用できる地域未来投資促進法に基づく優遇制度 金融

日本政策金融公庫による融資制度

地域未来投資促進法に基づき、中小企業者が、知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」にしたがって行う事業に対し、必要な資金の融資を受けることが可能となります。

貸付対象	知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に基づく設備資金及び長期運転資金
貸付限度	中小企業事業: 7億2,000万円(うち運転資金2億5,000万円) 国民生活事業: 7,200万円(うち運転資金4,800万円)
貸付期間	設備資金: 20年以内(うち据置期間2年以内) 運転資金: 7年以内(うち据置期間2年以内)
利率	設備資金 中小企業事業: 2億7,000万円までは特別利率① ただし、新規開業して7年以内の方など一定の要件を満たす場合は特別利率③ 国民生活事業: 特別利率 ※中小企業事業の2億7,000万円超の設備資金と運転資金は基準金利 ※国民生活事業の運転資金は基準金利
実施主体	日本政策金融公庫

地域未来投資促進資金(制度融資)

地域未来投資促進法に基づき、中小企業者が、知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」にしたがって行う事業に対し、必要な資金の融資を受けることが可能となります。

貸付対象	知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に基づく設備投資等
貸付限度	設備資金・運転資金: 2億8,000万円以内 (有担保2億円、無担保8,000万円) ※普通保証とは別枠
貸付期間	設備(運設含む)資金: 15年以内(うち据置1年以内) 運 転 資 金: 7年以内(うち据置1年以内)
利率	金融機関所定金利
担保及び保証人	・奈良県信用保証協会の保証が必要 ・担保は必要に応じて提供 ・原則として法人代表者以外の保証人は不要
保証料	0.00%
取扱金融機関	商工組合中央金庫奈良支店、南都銀行、大和信用金庫、奈良中央信用金庫、奈良信用金庫、りそな銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、京都銀行、紀陽銀行、関西みらい銀行、中京銀行、第三銀行、大阪シティ信用金庫、新宮信用金庫、北伊勢上野信用金庫、京都中央信用金庫、近畿産業信用組合 (順不同)

(財)食品流通構造改善促進機構の債務保証

地域未来投資促進法に基づき、知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」にしたがって行う食料品製造業の事業に対し、必要な資金の借入時に利用することが可能となります。

貸付対象	知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に基づく設備投資等
保証範囲	借入元利及び損害金の合計額の90% ※保証限度は被保証者の事業規模、必要資金額、信用力等を総合的に判断して決定
保証期間	20年以内(設備資金)
保証料	借入の元本に係る、保証債務の残高に対して、0.8%以内
実施主体	公益財団法人 食品流通構造改善促進機構



奈良県の充実した優遇制度 補助金

SUPPORT

充実の優遇制度

奈良県企業立地促進補助制度

県内に工場や研究所等を…

**新規立地
または拡張**
機能強化



©NARA pref.

大規模

- 企業立地促進補助金

中規模

- 企業活力集積促進補助金

- 企業定着促進補助金

県内に情報通信業の事業所を…

新規立地または拡張

- 情報通信関連企業立地促進補助金

大規模立地

企業立地促進補助金 最大20億円

雇用の創出および地域経済の活性化に大きく貢献する大規模な立地に対し支援します。

対象企業	製造業の工場・研究所を立地する企業
対象となる事業	<p>着工の日から起算して2年以内に①～③のすべての要件を満たし、操業開始する事業</p> <p>①固定資産投資額(土地の取得に要する経費を除く)が100億円以上 ②県内新規常用雇用者*が100人以上 ③市町村から立地に関する支援を受けるもの</p>
補助金の額	<p>限度額を20億円とし、①～④における対象額を交付</p> <p>①固定資産投資額の10% ②付帯経費の5% (付帯経費の例…埋蔵文化財調査、地下水調査、造成工事等) ③県内新規常用雇用者1人につき30万円(3年間の増加人数分) ④県内新規準常用雇用者*1人につき10万円(3年間の増加人数分)</p>

*用語の定義はp.16を参照

中 規 模 立 地

企業活力集積促進補助金 最大10億円

経済効果の高い中規模の立地を促進するために、工場・研究所等の立地に対し支援します。

対象企業	製造業の工場・研究所を立地する企業、本社機能・特定の物流施設*を立地する企業
対象となる事業	<p>着工の日から起算して2年以内に①または②いずれかの要件を満たし、操業開始する事業</p> <p>① ■固定資産投資額（土地の取得に要する経費を除く）が5億円以上 ※特定の物流施設、県外本社機能移転、県南部・東部地域への立地の場合は3億円以上 ■かつ県内新規常用雇用者*が10人以上 ※特定の物流施設、県南部・東部地域への立地の場合は県内新規準常用雇用者*を0.5人分として算入可 ※県外本社機能移転の場合は、県内新規常用雇用者は3人以上（県内新規準常用雇用者を0.5人分として算入可）</p> <p>② ■常用雇用者が100人以上 ※県南部・東部地域への立地の場合は準常用雇用者*を0.5人分、特定の物流施設については1人分として算入可</p>
補助金の額	<p>限度額を2億円とし、①～④における対象額を交付</p> <p>※ただし知事が特に認める場合、■県内新規常用雇用者数が50人以上：限度額5億円 ■県内新規常用雇用者数が100人以上：限度額10億円 (県内新規準常用雇用者を0.5人分として算入可)</p> <p>①固定資産投資額の10% ※成長分野及び被災企業の工場・研究所は5%を上乗せ ②付帯経費の5% (付帯経費の例…埋蔵文化財調査、地下水調査、造成工事等) ③上記雇用要件を超える県内新規常用雇用者1人につき30万円(3年間の増加人数分) ④上記雇用要件を超える県内新規準常用雇用者1人につき10万円(3年間の増加人数分)</p> <p>南部・東部地域振興補助金（加算金）</p> <p>南部地域(五條市、御所市、高市郡、吉野郡)、東部地域(宇陀市、山添村、曾爾村、御杖村)に立地する場合</p> <p>■固定資産投資額 5億円以上で加算金1,000万円 ■固定資産投資額 10億円以上で加算金2,000万円 (※上記限度額を超えて交付)</p>

県 内 定 着

企業定着促進補助金 最大1億円

対象企業	製造業の工場・研究所を県内に立地している企業で、以下のすべての要件を満たす企業 ①県内に立地後、20年以上経過している企業 ②県内における常用雇用者*が50人以上の企業
対象となる事業	<p>着工の日から起算して2年以内に①または②いずれかの要件を満たし、操業開始する事業</p> <p>① ■機能強化に要する経費(土地の取得に要する経費を除く)が10億円以上 (中小企業は5億円以上) ※機能強化に要する経費の例：建物の改築・改修、機械装置の設置等 ■かつ県内新規常用雇用者*が10人以上、又は地域経済牽引事業として知事の承認を受けた事業のうち国による先進性の確認を受けたもの</p> <p>② ■県内新規常用雇用者が20人以上</p>
補助金の額	限度額を 1億円 とし、①～②における対象額を交付 ①機能強化に要する経費の10% ②付帯経費の5%

*用語の定義はp.16を参照

情報通信業 情報通信関連企業立地促進補助金 最大10億円

オフィスの賃料をはじめ、人材の確保に要する経費など、充実した優遇制度で奈良県への立地をバックアップします。

補助金の要件 令和2年3月31日までに着工し、**着工の日から2年以内**に操業を開始する事業で、以下の助成要件**①・②**を満たすもの

- ① ■地域経済牽引事業として知事の承認を受けた事業のうち国による先進性の確認を受けたもの**
- ② ■情報通信業系 ····· 県内新規雇用者数* 5人以上**
■コールセンター系 ····· 県内新規雇用者数 20人以上

(対象の業種例)

	業種	内容	業種例
情報通信業系	情報サービス業	日本標準産業分類上の「情報サービス業」	ソフトウェア業 データエントリー業 データベースサービス業
	インターネット付随サービス業	日本標準産業分類上の「インターネット付随サービス業」	ウェブ情報検索サービス業 アプリケーション・サービス・プロバイダ
	デジタルコンテンツ業	デジタル技術を活用して、コンテンツを制作する事業所	映画、音楽、演劇、文芸、写真、漫画、アニメーション、コンピュータゲーム
	データセンター	インターネット用のサーバやデータ通信等の装置を設置及び運用することに特化し、保守、運用サービス等を提供する事業所	—
コールセンター系	コールセンター	コンピューターと通信回線を利用して集約的に顧客サービス等の業務を行う事業所	—
	バックオフィス	経理、総務、人事、会計等の管理業務及び書類の収発、データ入力等の事務作業等の間接的業務を集約的に行う事業所	—

補助内容

補助区分	補助率	補助期間	補助限度額
①雇用に対する奨励金	新規雇用1人につき 50万円/人 <small>※正社員以外にも、1年以上雇用が継続される見込みの者も可（県内に住所を有する者又は操業に伴う県内転入者）</small>		
②新規採用従業員研修経費に対する助成	上限 30万円/人(補助率1/2) <small>※対象経費：講師謝金、指導者人件費、受講料、テキスト代、教材費、会場借り上げ料等</small>	操業から 5年間	
③オフィス賃借料に対する助成	上限 1,000万円/年 (補助率 1/2)		左記①～⑦の計で 原則3億円
④施設建設・機器等の設備投資に対する助成	投下固定資産額× 10% <small>※投資額が3,000万円以上の場合に実施</small>		※ただし、知事が特に認める場合で 県内新規雇用者数が 50人以上 5億円 100人以上 10億円
⑤付帯経費に対する助成	付帯経費× 5% <small>※投資額が3,000万円以上の場合に実施</small>		
⑥施設改修に対する助成	上限 1.5万円/m² (補助率 1/2)	—	
⑦求人広告経費・人材紹介経費に対する助成	上限 各 100万円 (補助率 1/2) <small>※対象経費…操業開始後1年以内の経費</small>		

*用語の定義はp.16を参照

申請フロー

	事業者	奈良県	留意事項
STEP 1 事業着工まで	<p>「事業計画」申請</p>	<p>「事業計画」認定 (約1ヶ月)</p>	<p>事業着工までに「事業計画」を奈良県へ提出のうえ、知事の認定が必要。</p> <p>※企業定着促進補助金を活用する場合、要件によっては、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の県知事承認を受け、国による先進性確認を受ける必要があります。</p>
STEP 2 事業着工～操業開始	<p>事業に着工</p>	<p>工事等着手報告</p> <p>工事等完了報告</p> <p>操業開始報告</p> <p>受理</p>	<p>事業着工後「工事等着手報告書」を、建物建築等完了後「工事等完了報告書」を、操業開始時点で「操業開始報告書」をそれぞれ提出する必要があります。</p> <p>※着工の日から起算して2年内に操業開始が必須</p>
STEP 3 操業開始～補助金交付		<p>交付申請</p> <p>書類審査</p> <p>現地調査</p> <p>交付決定</p> <p>(交付申請から交付決定まで、3ヶ月～6ヶ月必要。) ※申請書の完成度合いによってはさらに期間が必要。</p>	<p>操業開始後、補助対象額をご申請下さい（交付申請）。交付申請後、奈良県で書類審査および現地調査を行った後、交付決定いたします。</p> <p>※情報通信業の場合、家賃補助等で、毎年度、交付申請～補助金交付までの手続きを複数回行う必要があります。</p>
STEP 4 補助金交付後		<p>操作状況報告</p> <p>受理</p> <p>※補助金交付後5年間提出</p>	<p>補助金交付後5年間、「操作状況報告書」の提出が必要。</p>

用語	定義
県内新規常用雇用者	立地工場等の操業に伴う新たな常用雇用者（県内に住所を有している者）、または操業に伴い県内に住所を変更した常用雇用者
県内新規雇用者	操業に伴う新たな雇用者（県内に住所を有している者）又は操業に伴い県内へ住所を変更した雇用者で以下2つのいずれかに該当する者
常用雇用者	工場等における従業者のうち、雇用期間の定めがない雇用保険被保険者
準常用雇用者	工場等における従業者のうち、1年以上雇用が継続される見込の雇用保険被保険者、または労働者派遣法に基づく労働者派遣契約により派遣される者で派遣期間が1年以上の者
特定の物流施設	社会資本（高速自動車国道等のIC（予定地を含む）、工業団地等）または卸売市場の周辺2kmの区域内に立地し、次の設備のいずれかを有する物流施設 ①物資の仕分け及び搬送の自動化等荷さばきの合理化を図るための設備 ②物資の受注及び発注の円滑化を図るための情報処理システム ③流通加工の用に供する設備



奈良県の充実した優遇制度 税制

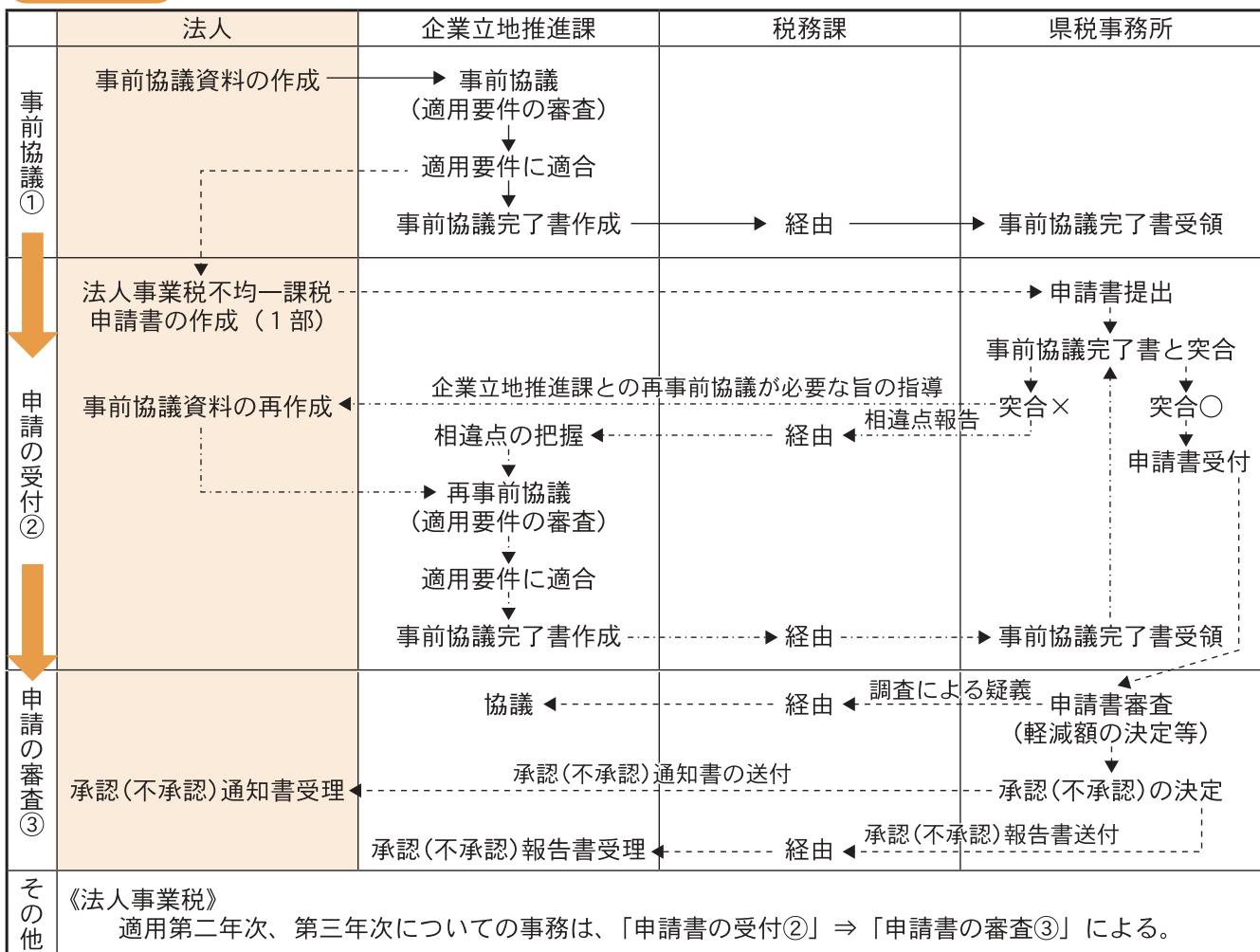
SUPPORT

奈良県企業立地促進のための法人事業税の軽減

奈良県内において、一定要件を満たす工場又は研究所を設置した法人を対象に、事業税の軽減措置(最大で3億円)を行います。

対象者	平成18年4月1日から令和3年3月31日までの間に、用地を取得、賃借又は地上権を取得し、一定要件を満たす工場または研究所を設置した法人
要件	<p>次の要件をいずれも満たす工場又は研究所を設置した法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ①総建築面積(福利厚生施設を除く)が3,000m²以上 (移転に伴う場合は、建築面積が3,000m²以上増加することが必要) ②工場又は研究所を設置したことによって、 <ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用が10人以上(雇用期間の定めのない者等であって、県内に住所を有する者に限る)※法人の事業年度末日現在での雇用人数 ・かつ当該法人の県内事務所または事業所において、増加する県内の総従業者数が10人以上
対象施設	製造業の工場・研究所
対象税目	法人事業税
軽減措置	所得金額部分を3年間、通常の3/4に軽減 年間減税額は1億円以内(1億円×3年間=最大3億円)

申請フロー





地域再生法に基づく優遇制度

SUPPORT

「地方拠点強化税制」について

地域再生法に基づいて奈良県が策定した「奈良県地方活力向上地域特定業務施設整備促進計画」において定める地方活力向上地域において**特定業務施設***(本社機能)の移転、拡充を行う場合には、そのための固定資産投資や雇用の増加に対する税制優遇や債務保証等の地域再生法による各種優遇制度の活用が可能です。

優遇制度

オフィス減税

特定業務施設の新設 または増設に関する 課税の特例

実施主体：国（管轄の税務署）

要件：事務所・研究所・研修所の建物、建物付属設備、構築物の取得価額が2,000万円以上（中小企業者1,000万円以上）

期間：令和2年3月31日までに奈良県知事の認定が必要

限度額：税額控除を活用する場合、当期法人税額等の20%

支援措置：

移転型*：建物等の取得価格に対し、特別償却25%または税額控除7%

拡充型*：建物等の取得価格に対し、特別償却15%または税額控除4%

雇用促進税制

特定業務施設の新設 または増設にかかる 雇用の拡大に対する 課税の特例

実施主体：国（管轄の税務署）

要件：適用年度中の法人の特定新規雇用者等数が2人以上であること。
適用年度及びその前事業年度中に事業主都合による離職者がいないこと。
適用年度における「支払給与額」がその前事業年度よりも、一定以上増加等

限度額：雇用促進税制のみで当期法人税額等の20%

雇用促進税制（上乗せ措置）とオフィス減税合わせて当期法人税額等の20%

支援措置：

移転型：①法人全体の雇用者増加率が5%以上の場合は1人あたり最大60万円
法人全体の雇用者増加率が5%未満の場合は1人あたり最大30万円

②①に加え、東京23区からの移転者を含む当該地方拠点の当期增加雇用者1人あたり30万円の税額控除を追加（最大3年間）

拡充型：①法人全体の雇用者増加率が8%以上の場合は1人あたり最大60万円
②法人全体の雇用者増加率が8%未満の場合は1人あたり最大30万円

債務保証

中小企業基盤整備機 構による債務保証

実施主体：中小企業基盤整備機構

要件：地域再生法に基づき、奈良県知事の計画認定を受けた事業者
信用保証協会等の保証を受けることが困難なもの（大企業等）

保証限度：15億円

保証割合：借入及び社債の元本の30%

保証期間：10年以内（設備資金）

資金使途：設備資金（認定計画で認められた使途）、土地取得にかかる資金

形 式：借入又は社債

奈良県独自の支援施策

不動産取得税の 課税免除及び不均一 課税

実施主体：県（管轄の県税事務所）

要件：事務所・研究所・研修所の建物、建物付属設備、構築物の取得価額の合計が3,800万円以上（中小企業者1,900万円以上）

支援措置：建物の用に供する家屋とその敷地である土地の取得に対して課される不動産取得税を、

移転型：**課税免除**

拡充型：10分の1に軽減

※土地については、取得後1年内に着工されたものに限る。

対象企業：以下のいずれかに該当する事業者

①総従業員*100人以上の営利企業

②県内企業の技術研究開発促進、地域産業集積に資するものとして知事が認めるもの*であって非営利の学術・開発研究機関*

補助となる事業：地方拠点強化税制に伴う「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の承認を知事から受けた事業であって、事業着工から2年以内に、以下のすべての要件を満たすもの

①固定資産投資額（土地を除く）が2,000万円（中小企業1,000万円）以上

②県内新規常時雇用者*が10人（中小企業5人）以上

補助内容：固定資産投資額の10%、付帯経費の5%（上限1億円）

地方拠点強化促進 補助金

実施主体：県（企業立地推進課）

支援メニューを利用するには

地域再生法による支援メニューを利用されるには、本社機能移転・拡充の取組を行う前に「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を提出し知事の認定を受ける必要があります。

提出書類

- (1) 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画認定申請書
(移転型又は拡充型) 及びその写し
- (2) 法人の定款の写し及び登記事項証明書(法人の場合)
- (3) 直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書
及び当該年度末の財産目録
(これらの書類が無い場合は、準ずるもの)
- (4) 賃金台帳または雇用者名簿

制度活用のための手続き

事業者

「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の作成、提出

県

県知事による計画認定

各種支援メニューの活用

奈良県地方活力向上地域 特定業務施設整備促進計画

計画期間：平成28年3月15日～令和4年3月31日
※地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定は、
令和2年3月31日まで

対象地域

上記計画で定められた「地方活力向上地域」(「移転型」対象地域、「拡充型」対象地域があり、それぞれ町丁目地番単位で詳細に指定されていますので、計画されている地域が対象地域であるかについては、事前にお問い合わせ下さい)



©NARA pref.

対象となる事業

特定業務施設(「調査・企画部門」「情報処理部門」「研究開発部門」「国際事業部門」「その他管理業務部門」のいずれかを有する事務所または研究所、もしくは研修所であって重要な役割を担う事務所。いわゆる本社機能)の移転・拡充に係る事業であって、当該本社機能において、従業員数が5人(中小企業者2人)以上増加すること。

用語の定義

用語	定義
特定業務施設	「調査・企画部門」、「情報処理部門」、「研究開発部門」、「国際事業部門」、「その他管理業務部門」のいずれかを有する事務所または研究所、もしくは研修所であつて重要な役割を担う事業所
移転型	東京23区から地方活力向上地域(移転型対象地域)に本社機能を移転する場合(例) <ul style="list-style-type: none">・東京に本社を置く企業が奈良県内の地方活力向上地域に新社屋を建設し本社を移転。・効率的に研究開発成果を量産に結び付けるため、同社の主力生産工場がある奈良県内の地方活力向上地域に研究所を建設し、東京本社から研究開発機能を移転。
拡充型	地方活力向上地域(拡充型対象地域)において本社機能を拡充(東京23区以外の地域からの移転に伴う拡充を含む)する場合(例) <ul style="list-style-type: none">・従前から県内の地方活力向上地域(拡充型対象地域)に本社を置く企業がその本社を増築し、本社の業務に従事する雇用者を増加。・東京23区以外に本社を置く企業が県内の地方活力向上地域(拡充型対象地域)に移転し、本社の業務に従事する雇用者を増加。
総従業員	事業者の常用雇用者の総計
県内企業の技術研究開発促進、地域産業集積に資するものとして知事が認めるもの	本県の特性を踏まえ、他地域に比較して集積が進んでいる、又は他地域に無い産業であつて研究開発を促進することによって主導的地位を確保することが期待できるもの ①創薬、生命科学研究施設 ②文化財保存技術
非営利の学術・開発研究機関	日本標準産業分類において「L71」(学術・開発研究機関)に分類されるものを設置する大学、独立行政法人、公益社団法人、公益財団法人
常時雇用者	雇用保険被保険者であつて、以下のいずれかに該当する者 ①期間の定めなく雇用されている者(常用雇用者) ②一定の期間を定めて雇用されている者または日々雇用される者であつてその雇用期間が反復更新されて、事実上①と同等と認められる者



特定の地域で活用できる優遇制度税制

SUPPORT

過疎地域

対象区域	五條市、御所市、宇陀市、山添村、三宅町、宇陀郡、明日香村、吉野郡（大淀町除く）
要 件	工業生産施設設備取得額が2,700万円を超えるもの等
特別償却	機械・装置等：10% 建物 等： 6%
事 業 税	3年または5年間課税免除
不動産取得税	課税免除

半島振興対策実施地域

対象区域	五條市および吉野郡のうち国が産業振興促進計画の認定をした町村
要 件	資本金：1,000万円以下 → 取得価額：500万円以上 資本金：5,000万円以下 → 取得価額：1,000万円以上 資本金：5,000万円超 → 取得価額：2,000万円以上
特別償却	割増償却 5年間 機械・装置等：32% 建物 等： 48%
事 業 税	3年間不均一課税（1／10）
不動産取得税	不均一課税（1／10）

関西文化学術研究都市

対象区域	奈良市の一部、生駒市の一 部
要 件	・研究所用施設取得額が3億円以上 ・建設計画の達成に関する国土交通大臣の証明 等
特別償却	機械・装置等：12% 建物 等： 6%
不動産取得税	不均一課税（1／10）